

水痘注意報の発令について

令和元年(2019年)8月2日(金) 15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 志子田 結花

0162-33-3702

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第30週(令和元年(2019年)7月22日～7月28日)において、稚内保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 発令基準

《発令基準》 注意報～1定点あたりの受診患者数が1週間で1人以上の場合

警報～ // 2人以上の場合

※ 警報発令後は1定点あたりの受診患者数が1人以上の場合、警報を継続。

警報とは大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。また、注意報とは、流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。

2 最近5週の定点医療機関からの報告(表示は「報告数(報告数/定点)」)

最近5週	第26週 (R1/6/24~30)	第27週 (R1/7/1~7)	第28週 (R1/7/8~14)	第29週 (R1/7/15~21)	第30週 (R1/7/22~28)
稚内	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)	1(0.50)	2(1.00)※
全道	75(0.54)	53(0.38)	45(0.33)	36(0.26)	—
全国	1,380(0.43)	1,111(0.35)	1,180(0.37)	874(0.28)	—

※第28週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html>)

3 水痘の予防について

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

4 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経た後に発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。